

青少年の応募機会の拡大に関する指針について（骨子）

1 趣旨

この指針は、雇用対策法第7条に定める事項に関し、事業主が適切に対処することができるよう、我が国の雇用慣行、近年における青少年の雇用失業情勢等を考慮して、事業主が青少年の有する能力を正当に評価するための募集及び採用の方法の改善その他の雇用管理の改善並びに実践的な職業能力の開発及び向上を図るために講ずべき措置について定める。

2 労働者の募集・採用に当たって事業主が講ずべき措置

青少年について、人物本位（就業等を通じて培われた能力、経験についての、過去の就業形態、離職状況にとらわれない正当な評価）による採用が行われるよう、次に掲げる措置を講ずるよう努めること。

- ・ 業務内容、採用基準や職場で求められる能力・資質等の明確化
- ・ 求人の応募可能年齢の引上げ、応募資格の既卒者への開放
- ・ 通年採用の導入
- ・ トライアル雇用の活用

なお、若者の能力評価を行う際にはその将来性も含め判断することが望ましいこと。

さらに、採用内定に当たり、卒業を採用の条件とする場合においては、その旨を予め明確にすることが適当であること。

3 定着促進のために事業主が講ずべき措置

(1) 雇用管理の改善に係る措置

青少年について、採用されても、その後の離職率が高いことを踏まえ、その職場・職業への定着を図る観点から、次に掲げる措置を講ずるよう努めること。

- ・ 募集・採用段階において、業務内容、採用基準や職場で求められる能力・資質等を明確化することにより、入社前後のギャップをできるだけ少なくすること。
- ・ 有期雇用から正社員への登用制度の導入等、青少年の意欲・能力に応じた処遇等が図られるようにすること。

(2) 実践的な職業能力の開発及び向上に係る措置

職場への定着を図る観点から、職業に必要な実践的職業能力の開発及び向上を図ることが重要であるため、次に掲げる措置を講ずるよう努めること。

- ・ 計画的なOJT及びOFF-JTの実施
- ・ 「実践型人材養成システム」の実施

【参照条文】

○ 雇用対策法

第7条 事業主は、青少年が将来の産業及び社会を担う者であることにかんがみ、

その有する能力を正当に評価するための募集及び採用の方法の改善その他の雇
管理の改善並びに実践的な職業能力の開発及び向上を図るために必要な措置を講
ずることにより、その雇用機会の確保等が図られるように努めなければならない。

第9条 厚生労働大臣は、前二条に定める事項に関し、事業主が適切に対処するた
めに必要な指針を定め、これを公表するものとする。